

吹田市 市税等
コンビニエンスストア等収納代行業務（APP 決済分） 仕様書

本仕様書は、吹田市の市税等をスマートフォン等の機器を利用して、アプリケーション（以下「APP」という）の決済機能により納入を完了する方法（以下「APP 決済」という）において収納し、その収納情報及び収納金を取りまとめる業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、必要な事項を定めるものです。

1 用語の意義

(1) 収納代行業者

吹田市と本業務を契約した相手方をいう。

(2) 総合公金収納業者

吹田市が指定するコンビニ収納とその他の収納方法の情報を取りまとめ、総合行政ネットワーク（LGWAN）回線経由で吹田市に提供する事業者をいう。

※本市は総合公金収納業者として、株式会社さくらケーシーエス（兵庫県神戸市中央区播磨町 21 番 1）と契約している。

令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日の間も同業者と契約する予定です。

(3) APP 決済事業者

アプリケーション決済のサービスを提供する事業者をいう。

(4) 納付用紙

吹田市が発行する市税等を収納するために使用する用紙で、収納用のバーコードが付されているものをいう。

納付用紙の種類は、納入済通知書、納付書、領収証書からなる 3 連式のもの及び納税証明書を加えた 4 連式のものがある。

(6) 収納金

APP 決済事業者において、納付用紙に付されているバーコードの情報に基づき収納された市税等をいう。

(7) 収納情報

APP 収納による収納金情報をいう。

(8) 速報データ

APP 収納による収納情報を収納代行業者が 1 日単位で取りまとめたものをいう。

(9) 確報データ

速報データのうち、収納金の金額との照合により確定したものをいう。

2 委託する業務の概要

(1) 市税等の APP 決済による収納業務等

ア 収納情報を総合公金収納業者へ送付すること。

イ 収納金を取りまとめ、吹田市の指定する金融機関の口座に払い込むこと。

ウ APP 決済事業者と連携し、市税等の収納と同時に、領収したことを証する支払完

了通知を市税等の支払者に画面表示すること。

エ 支払完了通知には、決済の日時、金額、決済された債権の表示内容に「吹田市税」を記載し、支払い履歴でも確認できるようにすること。

(2) その他 APP 決済業務に係る当事者間の折衝及び調整等の業務

ア 総合公金収納業者と折衝及び調整すること。

イ APP 決済事業者と折衝及び調整すること。

ウ 吹田市の指定する本業務に係る業者との打合せに参加すること。

3 市税等の APP 決済による収納方法及び業務の内容

(1) 次の APP を含むものとする。

LINE Pay、PayPay

(2) APP 決済の収納方法

市税等は、収納代行業者と契約する APP 決済事業者が当事業者の提供する APP により、市の発行する納付用紙のバーコードを読み取り、収納する。

(3) 収納代行業者における業務

ア 総合公金収納業者と調整し、各データの送付、収納金の払込み等の日程の年間予定表を吹田市に提出する。

イ アで提出された日程（予定）に変更が生じた場合は速やかに吹田市と調整する。

ウ イの変更の有無にかかわらず、遅くとも前月末日までに、翌月 1 か月間の各データの送付、収納金の払込み等の日程を決定し、日程表を吹田市に提出する。

エ 速報データを取りまとめ、総合公金収納業者あてのデータを作成する。

オ 確報データと払い込まれた収納金の金額と照合する。

カ 前項の照合結果を一致させた上で取りまとめ、総合公金収納業者あての確報データを作成する。

キ 確定した収納金を吹田市が指定する金融機関の口座に払い込む。

ク 払込日の前日までに払い込む市税等の件数・金額を吹田市に通知する。

4 バーコードの仕様

納付用紙に表示するバーコードは財団法人流通システム開発センター発行の「GS1-128 による標準料金代理収納ガイドライン」準拠の仕様を用いるものとする。

バーコード情報のレイアウトは別添 1 のとおりとする。

5 速報・確報等の各データの送付

(1) データレイアウトについて

速報データ・確報データのレイアウトについては別添 2 を参照のこと。

(2) 送付方法について

ア 総合公金収納業者との間のデータの送受については、発信者番号の確認等の情報漏洩への対策がとられていること。

イ APP 決済事業者と収納代行業者の間のデータの送受については、発信者番号の確認などの情報漏洩への対策がとられていること。

(3) 速報データ・確報データの送付時期について

毎月事前に提出する日程表の日付で、吹田市が総合公金収納業者からデータを取得できるように、総合公金収納業者へ送付すること。

6 収納金の取扱い

(1) 払込みについて

ア 収納代行業者は、収納金を吹田市が指定する金融機関の口座に、事前に協議して決める予定日に払い込むこと。

イ 収納金の払込み回数は月に6回以上とする。ただし、年末年始やその他の特別な事情が認められる場合はこの限りでない。

ウ 収納金と確報データとが一致しない事態が発生した場合には、確報データを正しいものとして優先する。収納代行業者は直ちに原因を調査し、吹田市に結果を報告する。

(2) 保全について

ア 収納代行業者は収納金を自社の資金とは分別して経理を行うものとし、当該収納金及びこれに付随する金銭のみを取り扱う金融機関の決済用預金口座にて確実に保全するものとする。

ただし、収納代行業者が収納金を確実に保全できる策を別に講じていると吹田市が認める場合はこの限りでない。

イ 収納代行業者は、契約するAPP決済事業者の経営状況を把握し、必要に応じて契約の解除等の手段をもって、収納金が回収できない事態を防ぐよう努めるものとする。

ウ 収納代行業者は、APP決済事業者が経営破綻した場合、収納代行の預かり金として保全された分について、収納情報を基に自社取扱い分であると主張するとともに迅速な回収に努めること。

エ 収納代行業者は、APP決済事業者から確報データに係る収納金の払い込みがない、または金額に相違がある場合には、速やかに吹田市に報告し対応を協議すること。

7 検査

(1) 吹田市は、本業務に関する収納代行業者及びAPP決済事業者の帳票、書類その他の物件について、必要に応じて立ち入り検査を要求できるものとする。

(2) 収納代行業者は、吹田市から検査の要求があった場合、その日程等を折衝、調整すること。

(3) 吹田市は、検査の結果必要があると認めるときは、収納事務の履行に立会い、履行状況について検査し、収納代行業者及びAPP決済事業者に報告を求めることができるものとする。

この場合において、吹田市は収納代行業者及びAPP決済事業者の収納事務の履行が不適当と認めたときは、収納代行業者及びAPP決済事業者に是正を求めることができるものとする。

(4) APP決済に係る定期的な利用状況の報告については、吹田市市税等コンビニエンスス

トア収納代行等業務契約書第13条第1項で定める手数料計算書の提出をもってかえるものとする。

8 事故の対応

- (1) 収納代行業者は、事故の発生に際して、相当の知識をもった職員が迅速に対応できる体制を備えること。
- (2) 収納代行業者は、事故の発生時には直ちに吹田市に報告し、対応について協議すること。
- (3) 収納代行業者は、契約する APP 決済事業者に対して、事故の発生時には直ちに収納代行業者の担当者へ報告するよう周知しなければならない。

9 損害賠償

収納事務の履行にあたり吹田市又は納付者などに損害が生じた場合、収納代行業者の責に帰すべき事由によるものは、収納代行業者がその損害賠償責任を負うものとする。

10 個人情報の保護・秘密の保持

- (1) 本業務の履行に当たっては、吹田市情報セキュリティポリシー、個人情報保護法等関係法令の各条項を遵守し、適切に処理するものとする。
- (2) 収納代行業者及び APP 決済事業者は、本業務において知り得た吹田市の機密に関する事項及び収納情報等の納付者のプライバシーに関する事項について、契約期間中のみならず、準備期間中、契約終了後においても、本業務の履行にあたり必要な場合を除いて、第三者に漏らしてはならない。

また、不正利用等を防止し、個人の権利利益の侵害を防止しなければならない。

- (3) 収納代行業者及び APP 決済事業者は、この規定に違反したときは、吹田市より直ちにその事実及び経過について公表されても一切の異議申し立てをせず、かつ、第三者に損害を与えたときはその損害に対する一切の責任を負わなければならない。

11 その他

本仕様書の解釈について疑義が生じたとき、若しくは仕様書に定めのない事項については、吹田市と協議のうえ定めるものとする。